

## 新型コロナウイルス感染防止に関する千代田区の基本方針

### 1. 区民への予防策の周知と相談対応

区民に対しては、当初より手洗い等の予防を呼びかけると共に、一般電話相談窓口寄せられる問い合わせ対応（約60件/1日）とあわせ、帰国者・接触者電話相談センターにおいては、感染が疑われる場合に都内約80か所の医療機関へ速やかに受診できるよう調整を行う体制をとっています。

### 2. 感染の拡大防止策について

2月26日、感染の拡大防止のために特に注意すべきは、集団感染であるとの視点から①多くの方が、②一定の場所に、③一定の時間滞留する、イベントや施設の利用を当面3月15日迄、原則中止する方針を定めました。とりわけ高齢者、基礎疾患のある方の感染リスクを勘案し、総合的に判断したものです。

具体的には千代田図書館などの区内図書館の閲覧の中止、かがやきプラザでの社会福祉協議会による高齢者向けの講習会やイベントなどの中止を決定しています。なお、千代田のさくらまつりについてもこの方針に基づいて中止することとしており、その他の中止情報についても区のホームページ上で確認できるようになっています。

※例外的に実施するイベント等では、十分な予防対策を講じることとしています。

### 3. 小・中・中等教育学校、幼稚園、保育園、学童保育等の対応について

区立の小・中・中等教育学校・幼稚園・保育園・学童保育等へは、学校・園等を通じ、保護者へ児童・生徒に手洗いなどの感染症対策の徹底と共に、毎朝の検温を依頼し、発熱時の自宅での休養を求めています。

また、行事等についても区の感染症の拡大防止の方針に準じた内容に公共交通機関を利用する催しを加え中止の決定を行っており、25日現在、既に校外学習20件余の行事の中止を決めています。なお、卒業式・卒園式については、時間短縮や規模縮小の方向で検討を行っています（私立の保育園、学童保育については、区立での決定内容を伝えています）。

### 4. 職員の感染防止について

2月5日に全職員に対しての手洗いの徹底など感染予防策の周知と、所属長への症状が疑われる職員への適切な対応を指示しています。21日には発熱等の風邪症状がある際の休暇の取得と毎日の体温測定と記録を行うこと、症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いた場合の対処などを通知。また、現在、区業務の中で時差通勤が可能な事務についての調整を行っています。

なお、今後とも国内での状況を踏まえ、随時、区民の安全を確保する対応を講ずるものとしています。

以上